

資料 2

外国人台帳に記録する
対象者について

外国人台帳に記録する対象者について①

○ 在留カードの交付対象外となる者の検討

原則は、入管法に基づき在留カードを交付される者（在留資格を有し90日を超えて本邦に在留する者）及び特別永住者である。しかしながら、在留カードの交付対象外とされているが、入管法に基づき適法に在留する外国人であり、かつ外登法に基づき外国人登録原票に記載されている以下の者について、整理する必要がある。

	概要	従前より適法とする理由	対象となる行政サービス例	行政機関への届出
出生した者 (入管法第22条の2) (約1.2万人(H18))	外国人が日本において出生したことにより在留することとなる場合、60日を限り、在留資格を有することなく在留することができる (30日以内に在留資格取得申請を行う)	・出生した者について、直ちに在留資格をもって在留することを義務付けることは困難	児童手当や親が国保の被保険者であった場合は対象	14日以内に出生届(戸籍法に基づく届出)を市町村へ届け出
国籍離脱者 (入管法第22条の2) (約1,000人(H18))	自らの希望により外国国籍を取得した場合や重国籍者が日本国籍を離脱した場合、60日を限り、在留資格を有することなく在留することができる (30日以内に在留資格取得申請を行う)	・国籍を離脱した者について、直ちに在留資格をもって在留することを義務付けることは困難	国籍離脱前から介護や国保の被保険者であった者は引き続き対象	1カ月以内に国籍喪失届(戸籍法に基づく届出)を市町村へ届出
一時庇護上陸許可者 (入管法第18条の2) (4人(H19))	・船舶等に乗っている外国人が難民の可能性があり、かつ、一時的に上陸させることが相当であると思われるときに上陸を許可する。 ・不法滞在者が難民認定申請をした場合、迫害地域から直接入国した等の要件を満たすときに仮滞在許可をした上で、難民認定手続を進める。 なお、通常、難民認定等までに約2年を要している。	・難民の可能性のある者を簡易な手続により入国させるため ・難民認定申請者の法的地位の安定を図るため	定住の意思等生活実態等によっては児童手当の受給資格となる	外国人台帳制度に基づき本人が市町村へ届け出
仮滞在許可者 (入管法第61条の2の4) (79人(延べH19))				

考え方(案)

在留資格取得前から台帳に記録してはどうか

本来の手続どおり在留資格取得後に台帳に記録してはどうか

本来の手続どおり在留資格取得後に台帳に記録してはどうか

考え方(案)

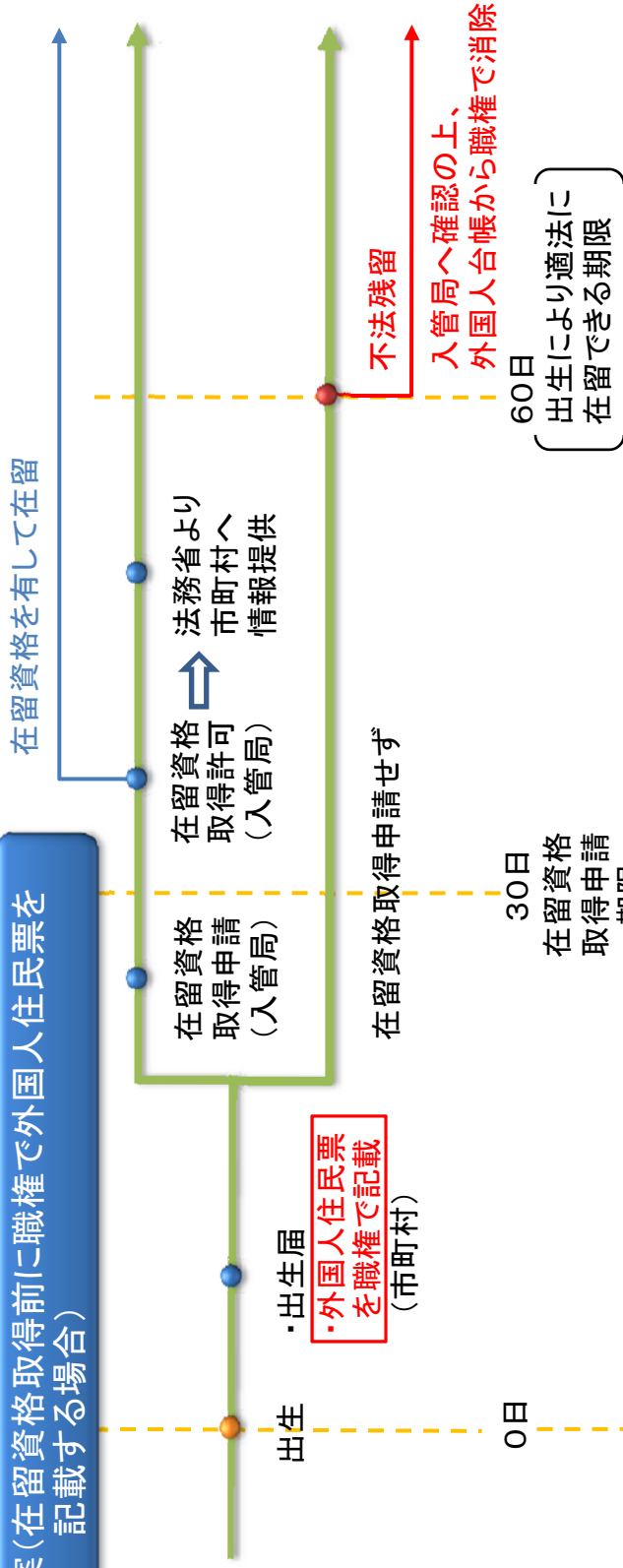
- ・出生者については、住民票の写し等を申請することや、継続的に行政サービスの対象となることが見込まれる上、戸籍法に基づく出生の届出が義務となっており、事実上、当該外国人を把握可能であるため、在留資格を取得する前から外国人台帳に記録する対象者としてはどうか。
- ・国籍離脱者については、在留資格を取得し、在留カードの交付を受けてから外国人台帳に記録するのが合理的ではないか。外国人台帳に記録するまでの期間の短縮については、国籍離脱の際、外国人が計画的に準備行為をすることで対応が可能。
- ・一時庇護上陸許可者及び仮滞在許可者については、本人の意思により、在留資格を得て本邦に在留することを希望するのが通常であり、国による本来の在留資格を与えるか否かの審査を受ける者であることから、原則どおり在留資格を取得し、在留カードの交付を受けてから外国人台帳に記録するのが合理的ではないか。

外国人台帳に記録する対象者について②

(参考)

(例) 出生に伴う外国人住民票の記載

案(在留資格取得前に職権で外国人住民票を記載する場合)



(参考) 従来の外国人登録

